

中村橋駅周辺まちづくり検討支援業務委託 委託予定内容

委託予定内容については、プロポーザル募集要領（別紙）「2 本業務の背景」に記載のある背景を前提とする。

本件における令和7年度の業務では、具体的な事業化に向けた詳細な協議、調整、設計、周辺住民の合意形成活動等の業務は行うものではない。

将来的に協議等を行うことを見据え、令和7年度はまちづくりの課題に対する内部検証を行うものである。

ただし、委託業務にて提案される案について、必要に応じて関係者への調査等を行い、一定の実現性があることは検証すること。

上記事項を踏まえた上で、以下の項目について委託を行うものとする。

1 「駅周辺まちづくり構想」の作成に向けた以下の項目について検討すること

① バス交通の改善方策

バス交通の課題を改善し、中村橋駅周辺を安全で効率的にバスの折り返しが可能となる案（※(1)交通広場の整備、(2)未利用地の活用、(3)現在のバスベイ改良案を想定）を複数提案し、各案のメリット、デメリットを検証する。

なお、本業務は具体的にルート変更や関連施設整備に向けた詳細な計画を行うものではなく、各案の実現可能性を検証し、今後の取組の方針を検討するためのものである。

② 中杉通り（千川通り北側）における安全な歩行

歩行空間とする整備内容について検討する。

整備内容の検討にあたっては、無電柱化について検討することを必須とし、無電柱化の検討にあたっては、従前の区が行った調査（平成19年度、平成23年度）をもとにし、実現に向けた課題を整理する。

なお、実現に向けた関係者等との協議は将来的に行うため、令和7年度に実施する無電柱化の検討は概略設計の前段階のもので構わない。

また、従前の区が行った調査の抜粋資料を参考として以下に掲載するが、調査資料の全文が必要な場合は、区窓口での閲覧または貸与が可能なため、申し出ること。

平面図

横断面図

NO.10

GH= 41.961
FH=

都市計画道路補助 133 号線整備後の中杉通り（千川通りから中村三丁目間）のあり方、整備方針について検討する。

④ その他

「駅周辺まちづくり構想」に記載すべき事項について検討する。

2 令和8年度以降に策定する「駅周辺まちづくり構想」について、令和7年度の検討過程を地域に説明するための広報誌（A4サイズ表裏両面を500部印刷を想定）の作成支援（1回）をすること。

3 成果品等を提出すること。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 業務報告書の電子データ 一式
- (3) 業務にあたって収集、作成した資料 一式

※ 本委託により作成した資料・成果品の権利は、すべて区に帰属するものとし、受託者は区の承諾なしに他に公表、貸与および使用してはならない。